

地方分権改革にあたり地域経済等に配慮し、地方財政の充実・強化を 求める意見書

政府は昨年12月閣議において、地方分権改革に関し改革推進委員会が提出した勧告案の内容通り決定しました。

国の出先機関の事務・権限の見直しであり、北海道の行政・経済へ大きな影響が懸念されます。

今日の危機的雇用・経済情勢を考えると、国及び地方機関の積極的かつ一貫した雇用対策が不可欠であり、その組織体制の維持強化を図るべきです。

地方分権を進めるにあたっては第1に「地方分権の理念」の明確化、第2に理念に基づく「国と地方の役割」の明確化が必要であります。住民生活の安定と向上が図られることを前提に、①国民の安全と安心の公共サービスの確立、②内需拡大のための地方経済発展、③地方のセーフティネットの確立、④地方における雇用の維持・創出が必要であり、「地方の目線」に基づく検証が必要です。また、国土の均衡ある発展、食の安定供給、産業振興などをはじめ公共サービスの量的、質的な低下を来さないことが重要といえます。

経済状況は深刻さを増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は重要となっています。

地域経済と雇用対策の活性化が求められているなかで、介護・福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけこれらの政策分野の拡充強化が求められています。2009年度予算では雇用対策交付金・地域雇用推進費などがありましたら、これらの予算規模を地方交付税措置に継続的に取り入れることなど大胆な予算措置が必要です。

2010年度の地方財政予算全体の規模拡大に向けた対策を求めます。

記

- 1 安全安心の公共サービスの質的・量的低下をまねかず、地方のセーフティネットの確立を図ること。
- 2 地方経済の発展に寄与すること。そのため、国の直轄事業を維持し、国の機関は維持すること。事務・権限と財源を含めて制度設計を行い雇用の安定・創出に関する機関等の充実・環境整備を図ること。
- 3 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5:5を実現する税源委譲、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど抜本的な対策を進めること。

- 4 医療、福祉分野の人材確保を確保・充実、農林水産業の振興、環境対策など、財政需要が増大することが考えられることから交付税総額の規模拡大すること。
- 5 景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2009年6月15日

名寄市議会

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣

経済産業大臣

} 宛